

令和元年度 横浜市精神保健福祉審議会 第1回 依存症対策検討部会

日時：令和2年1月17日(金)

午後6時30分～午後8時30分(予定)

会場：横浜市健康福祉局障害福祉部 会議室

《次 第》

1 開会

2 報告

国が政令市に求める依存症対策と本市の取組

3 議題

今後の横浜市の依存症対策について

4 その他

【配布資料】

- 資料1 国が政令市に求める依存症対策と本市の取組
- 資料2 平成30年度検討部会でのご意見を踏まえた令和元年度の取組
- 資料3 課題を踏まえた令和2年度以降の取組(案)
- 資料4 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領

国が政令市に求める依存症対策と本市の取組（報告）

横浜市では、国の定める依存症対策総合支援事業等に基づき、従来から、政令市に求められる取組を進めてきました。

法律・計画の体系



政令市の役割

依存症対策総合支援事業(厚生労働省通知・H29)

下線は今年度の新たな取組み

国が示す事業内容		横浜市の令和元年度の実施内容
地域支援体制推進事業	① 専門医療機関等の選定	県と連携し、県が選定
	② 相談拠点の連携のあり方	依存症対策検討部会にて意見 H30~
	③ 地域支援計画	
連携会議	行政・医療・福祉・司法等、関係機関による会議開催 (情報共有・研修計画調整)	回復施設訪問や個別支援等を通じた連携関係の醸成
	相談事業	依存症相談員の配置による相談実施
普及啓発	病識の周知、社会資源情報の提供、相談場所の周知等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま(特集記事2回) ・ギャンブル等依存症啓発カード ・公共交通広告 ・特別相談会 ・パネル展示(市庁舎、中央図書館) ・家族向けセミナー(夜間に開催) ・かながわ依存症ポータルサイト記事 ・区の取組として講演会等
	研修事業	相談対応、医療、生活支援の従事者に向けた研修の実施
回復支援	集団プログラムの実施	回復プログラム(WAI-Y) H29~
家族支援	家族に向けた、家族会、家族教室個別相談支援の実施	家族教室(ここセン・区) (再掲)家族向けセミナー (再掲)依存症専門相談
民間団体支援(事業補助)	民間団体の活動(ミーティング・情報提供・普及啓発・相談)に対する支援	民間団体補助金事業の創設 R1.10月~

相談拠点の設置

平成30年度検討部会でのご意見を踏まえた令和元年度の取組(報告)

平成30年度の経過

平成30年度の検討部会でのご意見	ご意見を踏まえた取組案
<p>■依存症者の支援に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間施設の利用者の「入所ルート、入所の際の障害、何が助けとなり施設に繋がったか」などを、入所者や職員に聞き取り調査で、中間施設に繋がりにくくしている障壁は何かを把握することが必要。 ・総合病院や精神科クリニック等でAUDITを実施してもらうなど、実態把握的な試みなどを通して連携を進めてみてはどうか。 ・発達障害・知的障害・精神疾患の合併、高齢化などへの対応のため、依存症専門以外の福祉施設等も依存症との合併者に対応できるよう、職員へのトレーニングや、スタッフ面の支援、依存症合併者を受け入れた際の財政的な支援等は検討した方がよい。 ・的を絞った「横浜市ならではの」対策を進めると特色が出せるのでは 	<p>市内・依存症者への支援状況等の実態把握 検討</p> <p>(検討例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達・知的障害、精神疾患との合併、高齢化など、依存症と他の課題の併存する方への支援の検討のため、依存症対応以外の施設等の実態の把握(依存問題を合併する利用者の有無、対応に苦慮する事例、施設につながったきっかけ等) ○依存の可能性を有する受診者が想定される内科や精神科等の医療機関へ、アルコール依存の評価等の調査協力の依頼(長期的な調整を含めた検討) ○回復施設利用者に関する「入所ルート」「入所への障害」「施設に繋がったきっかけ・助けとなったこと」等の聞き取り
<p>■回復施設への支援に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者がほとんどである回復支援施設職員が対応に困る「体の病気」「どこまでが『精神障害』『治療の対象』『回復施設でやるべき』なのか」など、医学的なコンサルテーションの支援。相談拠点による巡回相談等、仲介役としてのアウトリーチ的な積極的な支援に取り組むのもよいのではないか。 ・施設やグループへのヒアリングを通じた行政へのニーズ把握。団体同士の連携向上に向けた、行政職員の専門性の向上。 	<p>市内・回復施設への定期的な情報収集・訪問等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顔の見える関係づくり ○施設スタッフの悩みや課題の聞き取り(研修等への反映) ○利用者や運営上の課題の聞き取り(制度担当との共有化や課題検討) ○利用者の医療的ケアに関する聞き取り(回復施設の対応の種類による傾向の把握) ○聞き取り内容の蓄積
<p>■支援者と社会資源に関するご意見(回復施設や自助グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症のグループの中には活動広報が難しい所もある。一方、支援者・関係者にはそうした団体が回復に果たす役割を理解していない場合も多い。この仲介役として、多様な支援者とグループを集めた、交流会や講習会を開催など「知ってもらう」仕掛けが大切。 ・回復施設と行政が同じことをする必要はない。 <p>行政と民間の効果的な役割分担が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体によっては、どこまで信頼に値するかが不明瞭な部分がある場合もある。そうした補償を市民に向けて行政が担わなければいけないのではないか。 	<p>回復施設等の活動周知への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支援者への団体活動の紹介 相談拠点による支援者に向けた回復施設・自助グループの活動紹介の場の創設 ② 団体独自の普及啓発活動への支援 回復施設等が実施する、普及啓発や相談などの事業活動の推進に向けた連携・支援策の検討・実施

ご意見を踏まえ、令和元年度に実施した取組

■市内・依存症者への支援状況等の実態把握 検討

- 地域の支援機関、行政機関での依存症者支援に関するヒアリング
地域の依存症支援を専門としていない相談・支援機関、横浜市立大学附属市民総合医療センター及び市内関係部局等を対象に、書面ないし口頭でのヒアリングを実施。

【主な意見・見えてきた現状】・市内の多くの相談機関で依存症が疑われる事例は存在し、他の課題(生育歴におけるトラウマ、発達障害、知的障害等)の併存する利用者は多く存在し、中には深刻な事例が存在し、依存症が疑われる利用者のアセスメントや動機づけの難しさ

- 依存症社会資源調査(現在実施中)
全国の社会資源の状況を調査し、本市の状況と比較。
- 依存症回復施設入所者経路調査(来年度の実施に向け検討)

■市内・回復施設への定期的な情報収集・訪問等の強化

- 回復施設へのヒアリング
市内依存症回復施設等16カ所を対象に、依存症相談の実態、支援における課題、関連機関との連携状況について、口頭でのヒアリングを実施。

【主な意見・見えてきた現状】
・対象とする依存症者像や支援内容に施設ごとの特色があるし、内科や一般の精神科からの紹介が少ないし、スタッフの継続のため、セルフケアや相談援助技術向上が必要

- 依存症リカバリースタッフ向け研修
当事者自身の回復体験に偏らない支援方法として、動機づけ面接スキルを学ぶ研修。市内9団体が参加し、満足度も高く、団体間の交流の場としても機能した。

■回復施設等への支援

- ギャンブル等依存症特別相談会
市民への依存症回復施設の認知度を向上させ、相談者を依存症回復施設利用へつなげるため、こころの健康相談センターにおいて、回復施設とともに、個別相談を実施。
- パネル展示(中央図書館での依存症対策事業コーナーの設置)
昨年度に続き市庁舎では関連団体の資料を配架。図書館では、関連書籍を紹介展示。
- 依存症の社会資源紹介研修(区福祉保健センターの社会福祉職・保健師向け)
相談の場で活用できる医療機関・回復施設・自助グループの情報提供、活動紹介。
- 民間団体活動補助金
市内で依存症者支援を行う民間団体が実施する普及啓発活動、ミーティング活動、相談活動等に対する補助金を創設。今年度は10月以降の活動を対象として募集し、計7事業の申請あり。

■依存症相談拠点の開設

こころの健康相談センター(横浜市精神保健福祉センター)を、国が定める「依存症相談拠点」として、位置付けたいと考えており、関係者との連携を重視した拠点を目指します。

※拠点のキックオフイベントを予定しており、民間団体・関係機関の皆様にお集まりいただき、本市の状況や、今後の取組の方向性について共有していきたいと考えています。

今後の課題 ↓ 取組の方向性

課題を踏まえた令和2年度以降の依存症対策の取組の柱（案）

課題

- 依存症を専門としていない支援機関での課題
 - ・ 依存症支援のニーズがあるが、専門機関へのつなぎ先がわからない
 - ・ 対象者の動機づけが難しい
- 各施設の強みを生かした支援と利用者のニーズのマッチング
 - ・ 支援者が施設ごとの特色を把握し、利用者のニーズにあった支援を提供できるとよい
 - ・ 支援者によるアセスメントの重要性
- 医療機関や関係機関（福祉、保健、医療）との連携の場の必要性
- 事業の継続と展開を踏まえた団体支援の必要性
 - ・ スタッフのセルフケアや、相談援助技術向上の必要性

- 市内の一般相談機関と専門機関とをつなぐ仕掛けの必要性
- 各施設の特色を支援者が相互に共有する場の必要性
- 人材育成の必要性
- 民間団体の支援と本市の施策を有機的に連携する必要性

連携会議の開催

- 医療機関、民間団体、関係機関等との連携
- 民間団体・関係機関同士の横のつながりによる情報共有の場
- 地域課題や支援情報の共有化

取組指針の打出し

- 関係者や団体が「同じ方向」で取り組むための統一的な指針を市として打出す

令和2年度以降の依存症対策の取組の柱（案）

1 依存症対策連携会議（仮称）の開催

行政機関、医療機関、民間団体、関係機関等との相互連携の場を創設し、地域の課題の共有や支援に関する情報交換を密に行うことができるよう、国・依存症対策総合支援事業要綱に基づく「連携会議」を令和2年度より開始したいと考えています。連携会議では、関係機関同士の顔の見える関係づくりを進め、連携して支援にあたる体制の構築を目指します。

【参加団体】（現時点の想定）

（行政機関）庁内の関係部署等、（医療機関）専門医療機関等、（当事者団体）自助グループ、家族会、（回復支援施設）民間回復施設等、（その他団体・機関）

依存症対策連携会議（仮称）

構成：依存症者支援に関わる幅広い関係者（行政、医療、福祉、回復施設、当事者等）

目的：地域の課題の共有や支援に関する情報交換を密に行うなど、相互に連携する場

2 横浜市の依存症対策に係る方向性の検討

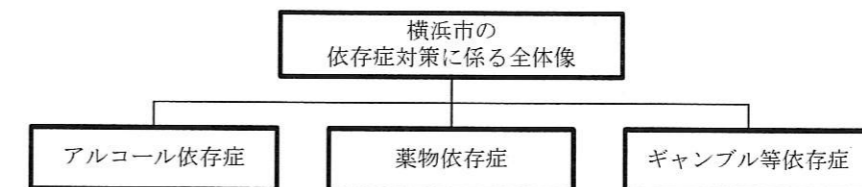
(1) 策定趣旨

市内で長年にわたり依存症の回復支援団体等が積み上げてきた支援の実績やノウハウと、本市の施策を有機的に連携する、支援の方向性を打ち出すことが必要と考えます。

そこで、横浜地域での依存症対策の推進を目的に、本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組の方針を打ち出したいと考えています。

(2) 方針の全体像

依存症全体の取組方針のほか、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の支援内容等を盛り込みます。



(3) 策定方法

支援について関係者や有識者の意見を聞く場を設けて検討します。

方針検討のための場

構成：関係者や有識者を想定

目的：本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組の方針の策定に向け、検討を行う場

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第 2 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第 3 条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第 4 条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第 5 条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第 6 条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで 1 か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。ことができる。

（分科会）

第 7 条 条例第 6 条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
- 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第 14 条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第 15 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第 16 条 条例第 8 条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第 17 条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第 18 条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 8 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。